

古代寺院の僧房と僧侶の持戒生活

東野治之

はじめに

古代寺院の僧尼が、寺院に設けられた僧房ないし尼房で起居し、仏教の戒律に則った集団生活を送ったとされていることは、いまさら述べるまでもないであろう。その具体的な様相を解明するには、実在した僧房等の規模がまず問題であり、そこに住した僧尼の人数に関する情報も把握されていなければならないが、これらの点については、文献史料や発掘調査の成果によって、諸寺の僧房の知られる例は少なからずあり、また僧侶の数を記す史料もなしとしない。特に早くからこの問題に着目して、史料と建築・遺構の両面から研究されてきた鈴木嘉吉氏が体系的な業績を成就されており、⁽¹⁾ それに加えられるところは極めて少ないといつてよいであろう。しかしながら、これまでの研究を見直すと、なお着目されてこなかった史料も僅かながら存在する。平安時代前期に著作された『日本感霊録』に見える三つの説話などがそれである。ここにそれらを含む若干の史料を紹介し、そこからどのような僧房居住のあり方がうかがえるかを検討することとしたい。古代における戒律受容の実態を考える一助ともなれば幸いである。

一 『日本感靈録』に見える僧房

本稿で主要な史料とする『日本感靈録』は、種々の仏教的靈驗譚を集めた書で、平安前期に本元興寺僧の義昭が撰したものである。⁽²⁾ 折りおりに見聞した信仰にまつわる靈異奇譚を書き留めたらしく、文中に使用された年号には、延暦・大同・弘仁・天長・承和などがあり、承和十五年（八四八）を著しく下らない頃にまとめられたと推定されている。伝本としては奈良県龍門文庫所蔵の写本が最も古く、高山寺の旧蔵で久安三年（一一四七）の本奥書を持つ。本書はもと上下二巻から成っていたようであるが、この写本は完本ではなく、十五話のみを収める抄録本である。ただ現存の他の写本は、いずれもこの系統に属し、他には佚文として『東大寺要録』巻四所引の一話と『南法華寺古老伝』所引の一話が伝わるに過ぎない。しかし本書は仏教説話集として『日本靈異記』⁽³⁾について古く、早くから注目されて『続群書類従』⁽⁴⁾釈家部に活字化される一方、コロタイプによる複製が作られており、注釈も辻英子氏による詳細なものが刊行されている。それにもかかわらず、本書がやや忘れられた感があるのは、古写本の各丁に目立った欠損があり、各話の内容が十分把握しにくいところに原因があろう。しかし僧房での生活をうかがわせるという点で、これほど具体的な材料を提供してくれる史料は、他に見出しがたいと言わねばならない。次にその三つの話をまず引用し、そこにかがわれる僧房利用の状態を整理しておく。書き下し文による引用としたのは、その内の一話については欠損があまり影響しないが、他の二話には大きな欠損があり、原文では行文が理解しにくいからである。文中の□は、その欠損部を表すが、欠損の大きさを伝えるために、書き下し文の改行は、なるべく原文の改行に合わせた。また原文に割注となつて挿入されている音義は、引用を省略した。（一）内は推定される文字、「一」は、欠損が進行した龍門文庫本では失われているが、諸本の残画から想定される文字、へ内は割注である。なお前記辻英子氏の注釈にも書き下し文が載せられているが、ここではそれに従わず、新たに通常の漢文訓読体で、筆者の理解するところを書き下し文とした。本稿末尾に参考とし

て原文を掲げたが、詳しくはコロタイプ複製本および辻英子氏の注釈を参照されたい。

①龍門文庫本第一話

己が咎を隠さんと欲して、同法に於て構架を至し、横死を得る縁

法師聖護は、元興寺の僧なり。其の本居・俗姓、明了に非ざる〔也〕。

其の寺の西方の北行、馬道より西の第三の房の高〔高戸カ〕に居住する

也。同じき小子房に住止せる勝寧師、去る延暦年〔中〕を以て、□

聖護師と山階寺の若僧、俱共に親厚に交〔通〕し□

年を〔歴たり〕。時に勝寧師、小子房に於て默然として住す。□

〔山階カ〕

寺の若僧、其の僧の高戸屋より□

房、中の間に於て此の綾□

此の寧師、指し示さむと欲せし頃、護〔師〕□

自らの房□此に寧師、心中に思わく、□

之を取り納めば、誤り失うべからず、と。〔嘿して〕□

童子に白して其の座具を乞う。護〔師〕□

童子、手空しくて去る。既にして〔至り〕□

言わく、「一昨、僧の座具、此間に忘れ□

看出だせる人、否や」と。（下略）

②龍門文庫本第六話

恒に道人、般若を誦し、靈の怖怪を標せし縁

苾芻慈寿は、元興寺の沙門也。去る大同年中、

其の寺の西北の馬道以東、第二の房に居住する也。而して其の房は、

伽藍を建立して以来、人に而て住する無し。然る所以は、房中に於て靈

鬼等有り、種々の災怪、数々顕現し、人をして患い悩ましむ。爰に

慈寿師、虚実を試みんが為め、彼の室に住し、昼夜、理趣□

若を誦誦し、未だ曾て休み廢さず。(下略)

③龍門文庫本第十話

四王像に禱り願ひ、疫病を消除せし縁

大法師徳慶は、那良の都左〔京〕□

川氏也。其の寺の新房の南より□

性質直にして、慈悲仁嬢〔謙〕、志意〔和雅〕□

病患、苦む心有る無し。天長年中、□

中の諸童子等、皆共に病み悩めり。但だ和上のみ独り□

病む童を救わんと、手を洗い口を漱ぎ、中門の四天に参詣し、〔種々誓〕

願して還りて房に臥す。然る間、日晚れて漸く二更に逮ぶ。而るに卒に病の童、皆共に〔驚き〕

脅え、惆悵惶怖し、和上の息める大房の裏に奔り竟いて入り来たる。〔中略〕

寔に斯れ四大天王の靈助のしからしめしこと、之を疑う可からず〔同房・比室、共に伝うる所也〕。(下略)

各話の内容に入る前に、全体に関わることに注意しておきたいのは、本書の内容はあくまで靈驗譚であることである。したがって、もともと事実や事件の客観的な記述とは異なっている。ただ、これらの話がそれを受容する人々に広く訴えかけようとしていることからすれば、現実から完全に乖離したことを語っているとは考えられない。はなはだしく現実離れた状況を設定しては、話の持つ効果が著しく減衰することになるからである。話の進行に多少の虚構性が含まれようとも、それが起きた舞台は、当時の人々にとって納得できる自然なものであったと考えられよう。

そこで①であるが、ここでは元興寺の僧房に住んでいた聖護と勝寧という二人の僧の間に起きた紛争が主題である。欠損部があるために文意が明確でない点があるが、大房と小子房の間に忘れた勝寧の座具を、聖護が取り入れ、後に勝寧から返却を求められると、盗みの疑いをかけるのかと、立腹するくだりである。聖護には長年一種の同居状態にある山階寺の若い僧がいるが、大房には聖護とその若僧の二人、小子房には勝寧と童子が居住していた様子がうかがえる。「高戸屋」は「中の間」を挟んで小子房と対していたらしいから、大房を指すと見て誤りない。辻英子氏の注釈は「高戸屋」をタカヘヤと読むが、ヘヤの語は平安前期までの古い用例がないようで、はたしてそう読んでよいかどうかは明らかでない。元興寺僧房の復原立⁽⁵⁾面では、大房の小子房側に面する二つの窓は高い位置にあるので、戸と窓の相違はあるが、あるいはこの立面に係する称呼であろうか。

次に②は、やはり元興寺の僧房の一室が舞台で、靈鬼が住み着いて人を恐れさせていたその房に、慈寿という僧が居住し、遂にその靈鬼を退散させたという話である。その場所は「西北の馬道より東第二の房」とあるだけで、大房、小子房の別を記さないが、この房には伽藍建立以降、誰も住んでいなかったという記述からすると、大房と小子房の両方を含んでいると解すべきであろう。僧房の中には無住となっている区画もあったことになる。

③には、元興寺の「新房」の一室に居住する徳慶という僧が、疫病が流行して諸童子らが病み伏す中、元興寺中門の天王に祈って、全員病から回復したという靈驗を記す。「新房」という名称が、何に由来し、またどこに所在したか明らかでないが、南から数えてその場所を記すところから、南北棟の僧房であったことは確かであろう。元興寺の伽藍復

原で想定されている僧房は、いずれも東西棟で、南北棟の僧房は、当初の伽藍には存在しなかった可能性が高い。後に追加された僧房ということで、「新房」と称されたのかもしれない。いずれにせよ「大房」という用語も見えるので、この話の舞台も一般的な僧房としてよいであろうが、ここでこの靈験が「同房・比室」に伝えられたという点が注意される。②のように無住の場合はやや特殊で、同室者や隣の房の居住者がいるのが、やはり普通であったということであろう。

二 僧房使用の実態

さて以上に見たような僧房居住の状態は、いかなる意味を持つであろうか。これまでの研究では、一房当たりの居住人数はかなり過密であったとするのが通説である。⁽⁶⁾それは復原される僧房建築と、寺院の資財帳に見える所属の僧侶数から導き出されたもので、大房と小子房を組み合わせた一区画当たり、平均十二、三人が居住していたという。単位面積を僧侶の数で割って出されたこの数字は、説得力に富み広く支持されてきた。ただ『日本感靈録』の記述を参照すれば、はたしてそのように考えてよいのかどうか、疑問を感じざるを得ないであろう。

先の①では、勝寧の童子を含め、一区画に四人の居住者があったが、他に同房の人物がいた気配はない。ここに出ていないだけと解せないこともないが、もし多人数の同居者がいたなら、座具の行方をめぐって目撃者が出てきてよく、話の運びからしてその可能性は否定されよう。②に関しては、無住の房が舞台であり、この区画は大房、小子房とも居住者がなかったと解される。ただ無住の房の存在を過大視することができないことは、すでに述べたとおりである。③では、徳慶の同室者を特定はできないが、少なくとも罹病した「諸童子等」の中には、徳慶に仕えていた童子も含まれていておかしくなく、「同房・比室」云々からも、複数の居住が確認できる。

かくて『日本感靈録』の記事から導かれるのは、過密どころか、どちらかといえば閑散とした僧房の利用状況である。

『日本感靈録』が撰述された平安前期は、南都の官大寺が前代以来の経済力を維持し、その宗教的役割を十分に發揮していた時期であり、これが寺勢衰退の結果とは考えられない。残るのは一時的な僧侶数の減少など、元興寺のみの特殊な事情という可能性であるが、特にそのような条件を想定すべき理由は見出しがたいと思われる。『日本感靈録』に見えるような状況が、古代の官寺における常態であったと判断するのが自然であろう。

そのように考えて、従来の算定基準とされてきた史料に立ち返ると、直接には『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』（天平十九年（七四七）以下、法隆寺資財帳と略称）の次のような記載が根拠である（内は原文では割注）。

合見前僧貳佰陸拾参口（僧一百七十六口、沙弥八十七口）

僧房肆口（一口長十七丈五尺、広三丈八尺。一口長十八丈一尺、広三丈八尺。一口長十五丈五尺、広三丈二尺。一口長十丈六尺、広三丈八尺）

建造物として僧房が復原でき、しかも僧侶の数が判明するのは、この例とされてきた。この四棟から成る三面僧房の面積を、僧と沙弥を合わせた僧侶数二六三人で割った結果が、先に触れた一区画平均十二、三人という数字である。大安寺の場合も、天平十九年の資財帳が伝存し、遺構は残らないものの、居住状態は法隆寺と大差ないと考えられている。⁽⁷⁾しかし、これまで取り上げられていない同様な史料には、異なる様相を示すものもある。『西琳寺文永注記』に引かれた「天平十五年西琳寺資財帳」⁽⁸⁾がそれである。『西琳寺文永注記』には、東僧房、西僧房、東小子房、西小子房が挙げられ、僧房について各々その規模が次のように記されている。

東僧房 長十丈、広三丈三尺

西僧房 同上

これに対する住僧の数は、左のとおりである。

僧・沙弥并廿二口、僧十六（見廿口、之中、二僧借住、四不知去、三死）

僧と沙弥併せて二十二人のうち、僧は十六人、僧・沙弥の合計人数は二十人で、二僧は仮住まい、四僧は行方不明、

三僧は死没しているという。従って実数としては十三人となる。法隆寺と比較すると、小子房の規模は不明ながら、西琳寺の僧房は概略法隆寺の六〇七割の規模があり、面積に比して、居住人数が極度に少ないことが分かる。官の大寺ではない地方の小寺院とはいえ、こうした僧房居住の例があることは注意されてよい。

また、唐招提寺についてみると、『招提寺流記』（承和二年（八三五））に見える僧房の中に、「大和上室」とか「少僧都如宝大師室」などと、個別の僧の名を冠する区画のあることが注目されよう。⁽⁹⁾大和上は開山の鑑真、如宝は三代目の和上であるから、特別とはいえ個人に占有される房があったことになり、それに仕える同房者を考慮に入れても、空間的には余裕のある居住形態をとっていたのではなからうか。全体として過密な状態であれば、到底実現できないことである。後代の伝承とはいえ、元興寺の極楽院の前身が僧智光の住房であるという由緒⁽¹⁰⁾なども、これと考え合わせれば、全くの虚構と退けられない面がある。

その点に関して想起されるのは、興福寺の僧房の場合である。平城京の東三坊大路を北に延長したところから出土した告知札に次のようなものがある（へ内は双行⁽¹¹⁾）。年紀はないが、ともに出土した木簡から、天長年間、八三〇年前後のものと見られる。

告知 往還諸人。走失黒鹿毛牡馬一匹（有驗 片目白 額少白）。

件馬、以今月六日申時、山階寺南花園池辺而走失。若有見捉者、可告来山階寺中室、自南端第三房。

九月八日

（往還の諸人に告知す。走り失す黒鹿毛の牡馬一匹（有驗有り。片目は白。額少しく白し）。

件の馬、今月六日、申の時を以て、山階寺の南の花園の、池の辺にして走り失すなり。若し、見捉うる者有らば、山階寺中室の南端より第三の房に告げ来たる可し。

九月八日

現在の猿沢池の付近で失踪した馬の搜索に関わる札であるが、その所有者は山階寺、すなわち興福寺の僧侶であり、

通報先として僧房の内「中室の南端より第三の房」が指定されていることに注意したい。もしここに多人数が起居していれば、こうした指定方法では混乱するはずで、その房の住人は、これで誰と十分に同定できる程の少人数であったと見なければならぬ。『日本感靈録』の話とほぼ同時期、興福寺もまた類似した状況にあったと理解される。こうして見てくると、奈良時代から平安前期にかけて、中央・地方の寺院の僧房は、さほど込み合った居住状態ではなかったということになる。それでは法隆寺の場合は、いかが考えるべきか、次節で検討したい。

三 僧房と古代仏教——結びに替えて

前節までの考察を踏まえると、法隆寺の例から導かれた、僧房の一区画当たり十二、三人という収容人数には、疑問を呈さざるをえない。過密な居住状態という推定を補強する事例として、東大寺戒壇院の僧房や同寺二月堂参籠所の場合が挙げられているが、それらにおける僧房や参籠所の使用は、授戒の儀式や修二会の際の、いわば臨時的なものである⁽¹²⁾。にわかに日常の居住形態を推し測る事例とはできないのではあるまいか。そうすると、やはり比較的小人数での使用が常態であったことになるが、法隆寺のように多数の僧や沙弥を擁する寺院で、実際どのように運営されていたのが問題となる。

それについて思い浮かぶのは、次の三つの可能性である。

A 一般に資財帳の僧・沙弥数は実数ではない。

B 僧・沙弥は所属寺院を離れて他寺に住むことがあった。

C 僧房外に居住する僧や沙弥が多数存在した。

まずAについて言うなら、資財帳は公文書であるだけに、記事の信頼度が高い半面、逆に公文書にありがちな、虚偽や作為が含まれる可能性も排除できない。「天平十五年西琳寺資財帳」は欠員に関する注記を丁寧に付けているが、そ

のような記載のない法隆寺や大安寺の資財帳に見える住僧数は、かえって事実をそのままに記載していない懸念も、ないとは言えないであろう。ただ、その場合でも、実人数が記載の人数を大幅に下回るようなことは考えにくく、人数の多さは事実として残ると思われる。

Bについては、『日本感靈録』の①で、山階寺の若僧が聖護と同居していたこと、「天平十五年西琳寺資財帳」に「二僧借住」とあることが参考になる。①の「親厚に交通」していたという表現は、単に親密であったというよりも、より特殊な関係を暗示しているのかもしれないが、いずれにせよこの若僧は事件の展開に関与して現れるから、聖護とは頻繁に往来する以上の間柄であったと考えられる。また「天平十五年西琳寺資財帳」の「借住」は、仮住まいとも借りて住んだとも読めるが、おそらく仮住まいの意であろう。しかしこれらの事例も、他寺の僧が大挙して同居していたというような状態を想定させるかと言えば、それには否定的にならざるを得ない。これが特異な事情であるからこそ、「親厚」さが強調され、あるいは「借住」と注記されているのであろう。

かくして最後に残るのはCである。今のところ特定の寺院に所属する僧や沙弥で、寺外に居住したことが明らかな例が見出せない以上、Cと断言するのは憚られるが、現状で最も高い可能性が認められるのではなからうか。一体、僧尼令の条文を見渡しても、僧尼が僧房・尼房に居住しなければならないという規定はない。あるのは、僧房や尼房に異性を引き入れることを禁ずる規制のみである（僧尼令十一条）。また僧尼が路上で高位の貴族などに会った場合の対応法が定められているとおり（僧尼令十九条）、僧尼が私的に寺外に出ることが禁止されていたわけでもなかった。したがって僧尼がその所属寺院へ、いわば通勤することもあり得たと見るべきであろう。官人でも番上官の場合は、京から隔たった畿内一円からの出勤者が少なくなかった⁽¹³⁾。僧尼の場合も、事情は類似していたと想定できよう。

しかし仏教本来の趣旨から言うなら、僧伽という自律的な信仰集団を形成し、俗世間とは切り離された空間で、戒律に従った生活を全うするのが原則である。沙弥・沙弥尼にいたるまで、煩瑣なまでの規律が日常生活を規定していたから、それを履行するには、僧房での起居や食堂での摂食など、集団での生活が不可欠であった。僧尼令が僧房居住を強

制する規定を設けていないのも、仏教としてはそれが大前提で、あまりにも当然であったからであろう。ところが、これまでの考察結果は、寺院制度が最も整った奈良時代から平安時代前期においても、僧侶の僧房居住は部分的にしかなされていなかったことを物語っている。日本における戒律への関心は、飛鳥時代においても低調であり、正式な授戒の手続きも、仏教公伝後二百年を経て鑑真が来日するまで確立されなかった。⁽¹⁴⁾ しかもその手続きすら、早くも平安前期には形骸化⁽¹⁵⁾し、天台宗における大乘戒の提唱などとも相俟って、戒律に厳格でない傾向は、長く日本仏教の特色となった。本稿で論じた僧房居住の不徹底が、大筋で正しいとすれば、それは単に出家者の住生活の実態が明らかになったというだけでなく、日本仏教における戒律受容の特質を物語る点で、少なからぬ意義を持つと考える。

注

- (1) 鈴木嘉吉『古代寺院僧房の研究』中央公論美術出版、二〇一六年。
- (2) 『日本感靈録』についての基本的な情報は、辻英子『日本感靈録の研究』（笠間書院、一九八一年）参照。
- (3) 阪本龍門文庫覆製叢刊『日本感靈録』、一九五八年。
- (4) 辻英子注（2）前掲書。
- (5) 鈴木嘉吉注（1）前掲書、一〇六頁。
- (6) 注（1）に同じ。
- (7) 鈴木嘉吉注（1）前掲書、二七四頁。
- (8) 荻野三七彦「河内国西琳寺縁起」（『美術研究』七九号、一九三八年）。
- (9) 拙稿「招提寺流記」の復原的研究」（『大和古寺の研究』塙書房、二〇一一年）。
- (10) 岩城隆利『元興寺の歴史』（吉川弘文館、一九九九年）一六一頁。
- (11) 奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査報告』VI（一九七五年）。
- (12) 鈴木嘉吉注（1）前掲書、二四四頁および二六六頁。
- (13) 拙著『木簡が語る日本の古代』（岩波同時代ライブラリー、一九九七年）第二章。
- (14) 拙著『聖徳太子——ほんとうの姿を求めて——』（岩波ジュニア新書、二〇一七年）一四一頁。
- (15) 拙著『鑑真』（岩波新書、二〇〇九年）一七二頁。

〔参考〕『日本感靈錄』關係箇所原文

①龍門文庫本第一話

欲隱己咎、於同法至構架、得橫死縁（音義省略）
 法師聖護者、元興寺僧也。其本居・俗姓、非明了〔也〕。
 居住其寺西方北行、自馬道西第三房高〔高戸カ〕
 也。於同小子房住止勝寧師、以去延曆年〔中〕、〔
 聖護師及山階寺の若僧、俱共親厚交〔通〕、〔歴〕〔
 年。于時勝寧師、於小子房、默然而住。〕〔
 寺若僧、自其僧高戸屋〕〔
 房、於中間此綾（音義省略）〕〔
 此寧師、欲指示頃、護〔師〕〔
 自房〕〔于此寧師、心中思、〕〔
 取納之者、不可誤失。〕〔嘿〕〔
 白童子乞其座具。護〔師〕〔
 童子、手空而去。既而〔至〕〔
 言、一昨、僧之座具、此間忘〕〔
 看出人、否耶。〕

②龍門文庫本第六話

恒道人、誦般若、標靈怖怪縁
 苾芻慈寿者、元興寺沙門也。去大同年中、居住
 其寺西北馬道以東第二房也。而其房、從
 建立伽藍以來、無人而住。所以然者、於房中有靈
 鬼等、種々災怪、數々顯現、（音義省略）令人患惱。爰
 慈寿師、為試虛實、住於彼室、昼夜、誦誦理趣〔

若、未曾休廢。

③龍門文庫本第十話

禱願四王像、消除疫病緣

大法師德慶者、那良都左〔京〕□

川氏也。其寺新房自南□

性質直、慈悲仁孃〔護〕、志意〔和雅〕□

病患、無有苦心。天長年中、□

中諸童子等、皆共病惱。但和上独□

救病童、澡手漱口、〔音義省略〕參詣中門四天、〔種々誓

願而還臥房。然間、日晚漸逮二更。而卒病童、皆共〔驚

脅、惆悵惶怖、於和上息大房之裏奔〔競〕入來。〔中略〕

寔斯四大天王靈助之使、不可疑之〔同房・比室、共所伝也〕。